

平成30年度 三田川中学校の部活動に係る活動方針

平成30年12月

○ 三田川中学校部活動に係る活動方針策定の趣旨

三田川中学校の部活動に係る活動方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び佐賀県の「運動部活動の在り方に関する方針」と吉野ヶ里町の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましい学校生活の環境を構築するとともに、部活動が地域、学校、競技種目に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

1 部活動の目的

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする。
- (2) 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、お互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立てる。
- (3) 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化的活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の方針策定等
 - ① 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表する。
 - ② 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
 - ③ 顧問は、年度当初生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - ① 校長は、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に運動部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
 - ② 校長は部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
 - ③ 校長は設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生

した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

- ④ 部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、調整を行う。

3 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 顧問は、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、天候や気温等の状況に応じて生徒の安全が図られるよう適切な対応や対策を講じる。
- (3) 顧問は、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる合理的で効果的な活動を実施する。
- (4) 各部においては、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮するとともに、保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動については、以下の基準とする。

- (1) 学期中の休養日（週当たり2日以上）
 - ・統一：毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
 - ・平日：毎週月曜日を休養日とする。（吉野ヶ里町内統一部活動休養日）
 - ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。
- (2) 長期休業等の休養日
 - ・学期中に準じた扱いを行う。
ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、

生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。なお、学校閉庁日(8月13日～8月15日、12月29日～1月3日)は休養日とする。

(3) 定期試験前後の休養日

- ・ 中間テスト：テスト2日前からテスト1日目までを休養日とする。
- ・ 期末テスト：テスト3日前からテスト2日目までを休養日とする。

※校内テストは、特に休養日を設定しない。

(4) 活動時間

- ・ 平日：長くとも2時間程度
- ・ 休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末含む）

(5) 下校時刻

下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮をする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ等環境の整備

- (1) 学校は、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなく、レクリエーションや体力づくりとして行う活動、生活を豊かにする文化的な活動等生徒のニーズを踏まえた運動部や文化部等の設置を検討するなど、生徒の運動や文化的な活動の機会の創出を図る。
- (2) 校長は、学校と地域・保護者が、子供の健全な成長のための教育、スポーツ及び文化的な環境の充実を支援するパートナーという考えの下で(1)の取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 大会参加の見直し

- (1) 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。
- (2) 校長は、土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。